

平成26年度 松江市産業支援制度一覧

※詳細につきましては、記載している松江市の各担当課までお問い合わせください。

東出雲町商工会
TEL 52-2344

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
中小企業人材育成支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて行う研修及び教育訓練の実施又は派遣に対して、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。	人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回。 補助対象経費 謝金、旅費、委託料、会場借上料、教材費、受講料	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する中小企業者(製造業・情報通信業) (2) 市税を滞納していない者
設備導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等を導入又は業務の効率化による人員の再配置を図るために必要なソフトウェア等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	工作機械等又はソフトウェア等を導入する事業。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする。	平成25年4月1日以降に市内事業所に導入した工作機械等及びソフトウェア等の取得に要する経費(以下「取得価額」という。)取得価額の10パーセント以内の額(1,000円未満切捨)とし、1年度1社あたり50万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 (2) 市税を滞納していない者
パッケージデザイン作成事業補助金	市内で製造業を営む中小企業者が、「松江発の製品」及び「松江らしさ」を統一的に売り込むことで製品の市外への販路拡大と松江のものづくりの認知度向上につなげる事業に対し、必要な経費の一部を補助することで、本市のPR及び産業の振興に資することを目的とする。	パッケージのデザインを新たに企画から製作まで行う事業。ただし、松江市内に事業所等を有する者に制作を委託する場合に限る。	補助対象経費は次に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 企画費 (2) デザイン費 (3) 製版費 (4) 産業財産権導入費 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者における補助は1回	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者

<p>販路開拓支援事業補助金</p>	<p>市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために県外（海外含む）で開催される展示会等に出展する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。</p>	<p>中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会（<u>物販を主たる目的のものを含む。</u>）に出展する事業</p>	<p>補助対象経費の1/2（1,000円未満切捨） ただし、100万円を上限とする。</p> <p>補助対象経費 ①小間料、②ブース装飾費、③PR 媒体作成経費、④輸送費、⑤交通費1名分、⑥展示当日のアルバイト代、⑦出展時・出展後の商談等のサポート経費、⑧出展後の商談先への1回の営業活動にかかる1名分の交通費</p> <p><u>物販が主たる目的のものは④⑤⑦⑧のみが対象</u></p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 松江市内に事業所を有する中小企業者 (2) 市税を滞納していない者</p>
<p>まつえ製品開発チャレンジ支援事業補助金</p>	<p>市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品・新技術開発の取組み又は地域のモデルとなるITシステム開発の取組みに対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。</p>	<p>(1) まつえ製品開発支援事業 (2) ものづくりチャレンジ支援事業 ア 開発スタートアップ支援コース イ ものづくりITシステム開発支援コース 事業内容詳細については別紙「まつえ製品開発チャレンジ支援事業補助金交付要綱」のとおり</p>	<p>(1) まつえ製品開発支援事業 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨) ただし、1,000万円を上限とする。 (2) ものづくりチャレンジ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、30万円下限とし、100万円を上限とする。</p> <p>補助対象経費については「まつえ製品開発チャレンジ支援事業補助金交付要綱」のとおり</p>	<p>補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 (2) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>
<p>中小企業プロジェクト連携支援事業補助金</p>	<p>企業グループでの自主的なプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。</p>	<p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨) ただし、50万円を上限とする。 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする。</p> <p>補助対象経費 謝金、旅費、会議費、会場・機材借上料</p>	<p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>
<p>空き工場等活用 <u>開業・創業</u> 支援事業補助金</p>	<p>市内の空き工場等を活用し <u>開業・創業</u> を行おうとする中小企業者が、事業所を構える際に必要な賃借料の一部を補助することにより、新規創業の促進及び市内産業の空洞化抑制を図ることを目的とする。</p>	<p>中小企業者が市内の空き工場等を活用して <u>開業・創業</u> する事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、月額10万円を上限とし、補助金の交付の対象とする期間は、補助金交付決定のあった月から <u>開業の場合は24月、創業の場合は36月を限度</u> とする。</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 賃借する空き工場等で製造業に属する事業を営む予定の中小企業者 (2) 市税を滞納していない者</p>
<p>中小企業技術力向上補助金（県協調）</p>	<p>市内中小企業（製造業・IT企業）が、他の優れた技術力を持った企業等への派遣研修又は他の優れた経営・技術力を持つ企業からの技術指導者の受入れ等による技術力の向上を図るための取り組みを支援し、自社固有のサービスを確立し、自らが市場を開拓して自立的な展開を図っていく企業の創出を図る。</p>	<p>県（しまね産業振興財団、島根中小企業団体中央会）が交付確定した、技術力向上を図るための企業等への派遣又は企業からの技術指導者の受入れ等への助成金 <u>ただし、平成25年度までに採択を受けた事業で平成26年度中に事業完了、交付確定を受けたもの</u></p>	<p>①（公財）しまね産業振興財団の実施する「戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業」②島根県中小企業団体中央会の実施する「新ビジネスモデル構築支援事業」に採択された事業に補助するもの。上記事業①②による助成金の交付確定額の1/3（1,000円未満切捨）</p>	<p>松江市内に事業所を有する中小企業者。ただし、市税を滞納していない者に限る。</p>

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
【新規】 研究シーズ活用起業家支援事業補助金	現在、産業界で注目され又は今後注目される可能性の高い研究シーズ等を基に、産学官連携により新たな事業分野での起業を図ろうとする者の市内での事業立ち上げ及び起業後の事業が軌道に乗るまでの経営安定化を支援することにより、市内での起業及び定着化につなげることを目的とする。	(1) 起業準備事業 島根県内の高等教育機関の持つ研究シーズを基に行う事業の立ち上げ (2) 経営安定化支援事業 起業後の法人が行う事業が軌道に乗るまでの事業	(1) 起業準備事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、30万円を上限とする。 同一事業者への補助は1回とする。 (2) 経営安定化支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)ただし、100万円を上限とする。 同一事業者への補助は、3年度を限度とする。 補助対象経費については「研究シーズ活用起業家支援事業補助金交付要綱」のとおり	(1) 起業準備事業 将来の法人設立登記について、本補助金申請時点で明確な計画を立て、市内に本社事務所を有する予定の者で、市税を滞納していないもの (2) 経営安定化支援事業 経営安定化支援事業に対する本補助金の初回申請時点で、設立から1年以内の法人であり、市内に本社を有する中小企業者で、市税を滞納していないもの
【新規】 海外向け商品開発販売促進事業補助金	市内の意欲ある中小事業者が海外市場開拓・拡大事業を行う場合に必要経費の一部を補助することにより、海外市場への販路開拓・拡大などを通じた地域経済の活性化を図ることを目的とする。	市内事業者が海外市場開拓・拡大のために行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、50万円を上限とする。 補助対象経費 ①販売促進活動 賃金、役員費(翻訳等)、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、会場費、輸送費(販売用資材・サンプル等) 通信費 ②輸向向け商品の開発・改良 謝金、役員費、消耗品費、印刷製本費(パッケージ作成等)	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する中小企業者

融資・保証料補給 [商工企画課 企画振興係/TEL 55-5208]

融資制度

融資名	概要	資金使途	融資限度	融資利率
松江市街づくり資金制度融資	テナント事業近代化資金融資	設備・運転資金	2,000万円 (10万円単位)	責任共有制度対象外 年1.60% 責任共有制度対象 年1.75% (変動金利のため改定することがあります。)
	店舗近代化資金融資		1,000万円 (10万円単位)	
	3以上の中小企業が同一商店街で計画に基づき店舗等の新設・改造する際の資金を融資するもの。		5,000万円 (10万円単位)	

保証料補給制度

対象となる融資		補助対象経費の範囲			補給率	備考
		補給対象	補給対象期間	保証料率の範囲		
島根県中小企業 制度融資	創業者支援資金	信用保証料の一括払い分 または分割払いの初回分	保証期間 10年以上 12年以下: 5年 8年以上 10年未満: 4年 5年以上 8年未満: 3年	責任共有制度対象外 :1.1%以下の部分 責任共有制度対象 :0.95%以下の部分	2/3	補給上限額 30万円
	小規模企業育成資金・小規模企業特別資金		保証期間 5年以上 7年以下: 3年		1/3	
	一般設備資金		保証期間の 1/2		2/3	
	資金繰り安定化対応資金					
	経営力強化支援資金					
	消費税対策資金					
松江市街づくり資金制 度融資	テナント近代化資金	—	—	—	1/2	手続き不要
	店舗近代化資金	—	—	—		

商業関係補助金 **[商工企画課 企画振興係 / Tel 55-5208]**

補助金名	対象事業	補助率	助成対象者の範囲ほか
松江市商業活性化支 援事業費補助金	[チャレンジショップ事業] 中心市街地の商店街、観光地に隣接する商業集積地又は商工会管内におい て、商工会議所、商工会が空店舗の家賃に対し助成する事業	補助期間が 2 年の場合: 家賃の 2/3 補助期間が 3 年の場合: 家賃の 4/9 (1か月あたり上限 10 万円、補助期間は選択可能)	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工 会、東出雲町商工会
	[商業活性化提案事業] 地域商業の活性化を目的とした、他地域のモデルとなり得るような魅力的で 実践的な取り組みに対し、補助する。	対象経費の 10/10 (上限 200 万円、事業範囲が広域的な取り組みを行う場合 400 万円)	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工 会、東出雲町商工会
	[週末にぎわい創出イベント支援事業] 商店街、商工団体がにぎわい創出のために実施する、週末の夜に開催する 誘客イベントに対し、補助する。	対象経費の 2/3 (上限 20 万円、教育機関と合同で実施する場合は 25 万円)	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工 会、東出雲町商工会

※事業を計画しておられる方は、商工会議所、各商工会へご相談ください。

お問い合わせ先	松江商工会議所 産業振興課	0852-32-0505
	まつえ北商工会	0852-82-2266
	まつえ南商工会	0852-66-0861
	東出雲町商工会	0852-52-2344

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地奨励 条例に基づく助成奨 励金	<p>企業が事業所を新設、増設、移設するにあたり、市長が認定した企業に対し助成する。</p> <p>【認定要件】</p> <p>①対象地域 松江市全域</p> <p>②対象業種 製造業(加工、又は修理を行う事業を含む)・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所)・その他市長が適当と認める業種</p> <p>③産業の振興及び雇用の促進に資するもの</p> <p>④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの</p> <p>⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの</p>	用地取得助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費の30%以内(ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地は15%以内) ・限度額3億円 	<p>【用地取得助成金交付要件】</p> <p>1.立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>2.工業団地等(松江湖南テクノパーク、朝日ヒルズ工業団地、ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地、その他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限る))に立地</p> <p>3.①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加</p> <p>②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(同上)が5人以上増加</p> <p>4.用地取得後3年以内に操業開始すること</p>
		立地奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から3年間の固定資産税相当額 	<p>【立地奨励金交付要件】</p> <p>立地計画の認定を受けた企業であること</p>
		雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員数×30万円 	<p>【雇用促進奨励金交付要件】</p> <p>1.立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)の数が5人以上であること</p>
松江市企業立地支援 補助金	<p>市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助する。</p>	<p>市内に新設又は増設し、3人以上の雇用(雇用保険加入者)を創出した事業所に係る支払電気料金</p>	<p>補助対象事業費の1/2の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額</p>	<p>市内(鹿島町及び東出雲町を除く。)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を平成28年3月31日までに受けた企業</p>
松江市情報サービス 産業等立地促進補助 金	<p>市外から新規に松江市に立地された企業(情報サービス産業等)に対し、賃貸オフィスの賃料の一部を補助する。</p> <p>【情報サービス産業等】 ソフトウェアの開発、ハードウェア、ネットワークを含む情報システム全体の構築、ネットワークを利用した各種サービス、情報化に関わるコンサルティングなどを行う知識集約型産業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関</p>	<p>企業(情報サービス産業等)のオフィス賃料</p>	<p>月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く)の1/2の額(限度額20万円/月)を最大8年間分</p>	<p>①市外から新規に立地した企業</p> <p>②市内在住による常時従業者を3人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし)</p> <p>③市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること</p> <p>④操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること</p>
松江市ものづくり産業 投資促進助成金	<p>東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の増設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成する。</p>	<p>投下固定資産総額に対する助成</p>	<p>投下固定資産総額の10%に相当する額(上限1千万円)</p> <p>※投下固定資産 ア 操業日前3年以内に取得した土地 イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限る。)</p>	<p>企業(中小企業)が次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。</p> <p>1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。</p> <p>2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。</p> <p>3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日(以下「基準日」という。)と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち基準日において当該他の事業所に在籍していた者は増加する人数に含まない。</p> <p>※常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること</p>

雇用奨励助成金等 [【定住企業立地推進課 定住雇用推進係／Tel 55-5215】](#)

補助金名	事業概要	助成額	助成対象者の範囲ほか
新規学卒者雇用奨励助成金	松江市内に事業所を有する中小事業主が、新規学卒者を正社員として継続して6箇月以上雇用した場合に助成金を支給し、雇用にあずかる事業主負担の軽減を図ることにより、新規学卒者の雇用機会の拡大と若者の定住促進を図る。	新規学卒者1人につき10万円 (1事業主につき上限20万円)	1.松江市内に事業所を有する正社員の総数が100人以下の中小事業主 2.新規学卒者を正社員として雇入れ、かつ、市内事業所で6箇月以上雇用する者 3.新規学卒者を雇入れた日の前日から起算して6箇月前の日から1年を経過した日までの間に、事業主都合による解雇等がない者 4.松江市税の滞納がない者 5.各種助成金の不正受給等を行ったことがない者 ただし、松江市企業立地奨励条例第9条に規定する雇用促進奨励金との併給は不可。